

Ⅰ 基本理念

本方針は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、江別市立上江別小学校におけるいじめの防止、早期発見及びいじめへの対処を総合的かつ実効的に推進するために定めるものです。

本校は、すべての児童が安心して学び、互いの人格や多様性を尊重しながら、笑顔と希望をもって学校生活を送ることのできる学校づくりを推進します。

いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得る問題であるとの認識に立ち、未然防止、早期発見、早期対応を学校教育活動全体を通して推進します。

また、いじめの問題を一部の教職員だけで抱え込むことなく、学校いじめ対策組織を中核として組織的に対応するとともに、家庭、地域、教育委員会、警察、児童相談所その他の関係機関と適切に連携します。

特に、いじめを受けた児童の生命、心身及び尊厳を守ることを最優先とします。

2 いじめの定義及び理解

いじめ防止対策推進法第2条に基づき、「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、その行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいいます。

(1) いじめの判断

1. 個々の行為がいじめに当たるか否かについては、表面的・形式的に判断せず、いじめを受けた児童の立場に立って判断します。
2. 「心身の苦痛を感じている」という要件を限定的に解釈せず、児童本人がいじめを否定する場合であっても、表情や様子、周囲の状況等を踏まえて慎重に確認します。
3. けんかやふざけ合いであっても、児童が感じている被害性に着目して判断します。
4. 好意から行った行為であっても、相手の児童が心身の苦痛を感じている場合は、いじめに該当する可能性があるものとして対応します。
5. いじめは、被害児童と加害児童だけの問題ではなく、周囲で見ている児童や学級・集団全体に関わる問題として捉えます。

(2) 具体的ないじめの例

- 冷やかしかからかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間外れ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 強くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品や持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコン、タブレット端末、携帯電話、スマートフォン等を通じて誹謗中傷や嫌がらせを受ける。
- SNSやグループチャット等から意図的に排除される。
- 本人の承諾なく写真や動画を撮影される。
- 写真、動画、個人情報等を本人の同意なく投稿・転載・拡散される。
- 暴力行為や嫌がらせの場面を撮影され、その映像をSNS等に投稿・拡散される。
- なりすましやアカウントの悪用等による嫌がらせを受ける。

3 犯罪行為に該当する可能性のあるいじめへの対応

いじめの中には、教育的な指導だけでは対応が困難であり、犯罪行為として警察への相談・通報が必要となるものがあります。

- 暴行、傷害
- 脅迫、恐喝、強要
- 窃盗
- 不同意わいせつ等に該当する行為
- 自殺をそそのかす行為
- 裸等の写真・動画を撮影、送信又は拡散する行為
- その他、児童の生命、身体又は財産に重大な被害を及ぼすおそれがある行為

犯罪行為として取り扱われるべきいじめや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合には、教育的配慮のみにとどまらず、ためらうことなく速やかに警察へ相談又は通報し、適切な援助を求めます。

その際、被害児童の安全確保を最優先とするとともに、被害児童及び保護者の意向にも十分配慮します。

また、犯罪行為に当たり得るいじめについて学校が警察と連携して対応することを、平時から児童及び保護者に周知します。

4 学校いじめ対策組織

本校は、いじめ防止対策推進法第 22 条に基づく組織として「いじめ対策委員会」を設置します。

いじめ対策委員会は、いじめが発生した場合のみ設置するものではなく、年間を通していじめの未然防止、早期発見及び事案対処を担う常設の組織とします。

(1) 構成員

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当教諭、学年主任、学級担任、養護教諭等を基本とし、事案に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員、特別支援教育コーディネーター、教育委員会職員、警察、児童相談所その他の関係機関等の参加又は助言を求めます。

(2) 主な役割

1. 学校いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止プログラムの作成、実施、検証、改善
2. いじめ防止に関する校内研修の企画・実施
3. いじめに関する相談・通報窓口
4. いじめの疑いに関する情報の収集、整理、記録及び共有
5. いじめの未然防止及び早期発見に向けた児童の状況把握
6. いじめが疑われる事案についての組織的な事実確認
7. いじめに当たるか否かの組織的判断
8. 被害児童の安全確保及び支援方針の決定
9. 加害児童への指導・支援方針の決定
10. 保護者への説明及び連携
11. 関係機関との連携
12. 対応経過及び記録の管理
13. 重大事態に該当する可能性の検討
14. 対応後の見守り及び再発防止
15. 学校基本方針の検証・見直し

(3) 定例開催

いじめ対策委員会は定期的には開催するとともに、いじめの疑いに関する情報を把握した場合には、必要に応じて速やかに緊急会議を開催します。

5 教職員による情報共有と記録

教職員は、いじめに関する情報や「いじめではないか」と思われる兆候を把握した場合、個人で判断したり抱え込んだりせず、速やかにいじめ対策委員会へ報告します。

いじめに関する相談、発見、報告、事実確認、児童・保護者への対応、いじめ対策委員会での協議、関係機関との連携等については、学校で定めた統一様式等を用いて記録します。

記録に当たっては、可能な限り、次の事項を客観的かつ具体的に記録します。

- いつ
- どこで
- 誰が
- 誰に
- 何を
- どのように行ったか
- 誰からどのような情報を得たか
- 学校がどのような対応を行ったか

記録は、学校の文書管理に関する規定等に基づき、適切に保存します。

(1) 記録の管理・保存

記録は学校の文書管理に関する規定等に基づき適切に保存し、重大事態調査等において事実経過を時系列で確認できる状態を確保します。記録の管理責任者、保存場所、紙媒体・電子データの取扱い及び保存期間は校内で明確にします。

教職員が個人的に作成した聞き取りメモ等についても、事案に関する重要な記録は個人保管のままとせず、速やかに統一様式等へ反映し、原資料を含めて適切に保存します。アンケート原本、聞き取り記録、保護者対応記録、会議記録等についても同様とします。

(2) 統一記録様式

- 事案受付・初動記録
- 児童聞き取り記録
- 保護者対応・連絡記録
- いじめ対策委員会協議記録
- 継続見守り・解消確認記録

6 いじめの未然防止

(1) いじめが起きにくい学校・学級づくり

すべての児童が安心して学び、自己有用感や自己肯定感を育むことができる学校・学級づくりを進めます。

1. 児童一人ひとりが授業や学校生活に参加できる教育活動を推進します。
2. 互いの違いを認め、尊重する人権教育・道徳教育を充実します。
3. 児童が安心して意見を表明できる心理的安全性の高い学級づくりを進めます。
4. 授業、行事、係活動、児童会活動等を通して、児童の自己有用感を高めます。
5. 教職員自身の言動が児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように、人権感覚と指導力の向上に努めます。

(2) 児童主体の取組

児童が「いじめをしない・させない・見過ごさない」学校づくりの主体となるよう支援します。

- 児童会によるいじめ防止活動
- なかよし集会等の交流活動
- 異学年交流
- 児童自身によるネット利用ルールづくり

- 相手の立場に立って考え、話し合う活動

(3) 多様性への配慮

発達上の特性、障がい、家庭環境、外国につながる背景、性別、性自認・性的指向その他の多様な背景を理由としたいじめが生じることのないよう、児童一人ひとりの状況を適切に把握し、プライバシーに十分配慮しながら組織的に支援します。

7 SOS を出せる教育と援助希求

児童が悩みや不安を一人で抱え込まず、信頼できる大人に相談する力を育てます。

いじめを見聞した児童に対しては、危険を冒して直接止めることだけを求めるのではなく、「信頼できる大人へ伝えることも、いじめを止めるための大切な行動である」ことを指導します。

また、相談を受けた教職員は児童の訴えを軽視せず、児童の心情を受け止めた上で、速やかに組織へつなぎます。

8 早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい場所や時間に行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりすることがあります。そのため、教職員は次の取組を通して、積極的な認知に努めます。

1. ささいな兆候であっても「いじめではないか」という視点をもつ。
2. 児童の表情、言動、友人関係、欠席状況等の変化を丁寧に把握する。
3. 定期的ないじめアンケートを実施する。
4. 必要に応じて個人面談・教育相談を実施する。
5. 保護者から寄せられた情報を組織で共有する。
6. アンケートだけに依存せず、日常の観察や相談等を組み合わせる。
7. 欠席、遅刻、早退、保健室利用等の変化についても必要に応じて確認する。

9 いじめを把握した場合の対応

いじめを発見した場合又は相談・通報を受けた場合は、特定の教職員だけで抱え込まず、速やかにいじめ対策委員会へ報告し、組織的に対応します。

(1) 初期対応

1. 被害児童の安全を確保する。
2. 被害児童の話を丁寧に聞く。
3. 事実と推測を区別して記録する。
4. 速やかに管理職及びいじめ対策委員会へ報告する。
5. 組織として対応方針及び役割分担を決定する。
6. 必要に応じて教育委員会及び関係機関へ相談する。

(2) 事実確認

関係児童からの聴取は、児童の心理的負担や安全に十分配慮し、原則として個別に行います。複数の教職員で情報を照合し、客観的な事実関係の把握に努めます。学校側が結論を先に決め、それに合わせて事情聴取を行うことのないよう留意します。

(3) 被害児童への支援

- 安全を最優先します。
- 「必ず守る」という学校の姿勢を明確に伝えます。
- 本人の意向を確認しながら支援します。

- 必要に応じてスクールカウンセラー等による支援を行います。
- 学習、登下校、休み時間等について必要な環境調整を行います。
- 保護者と継続的に情報共有します。

(4) 加害児童への指導・支援

いじめ行為については、毅然とした姿勢で指導します。一方で、加害児童自身が抱えている課題や背景にも目を向け、再発防止及び健全な成長につながる支援を行います。単に謝罪させることのみをもって指導を終了しません。

(5) 周囲の児童への指導

いじめを見聞した際に、自分にできる適切な行動について指導します。

- 大人へ知らせる
- 被害児童を孤立させない
- SNS 等で拡散しない
- いじめに同調しない

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

情報端末や SNS 等を通じたいじめについて、情報モラル教育及びデジタル・シティズンシップ教育を推進します。特に、次の行為について、重大な人権侵害や犯罪行為に該当する場合があることを発達段階に応じて指導します。

- 誹謗中傷
- グループチャット等からの排除
- 無断撮影
- 写真・動画の無断投稿
- 暴力・嫌がらせ場面の撮影及び拡散
- 個人情報の無断掲載
- なりすまし
- 性的な写真・動画の要求、送信、共有

インターネット上のいじめを把握した際は、被害拡大防止のため、必要に応じて教育委員会、警察、関係事業者等と連携します。暴力・いじめ動画等が SNS 等に投稿・拡散された場合には、速やかに事実関係を確認し、必要に応じて教育委員会、警察等の関係機関と連携して組織的に対応します。また、人権侵害につながり得る動画や誹謗中傷等については、削除要請等を含む被害拡大防止のための対応を検討します。

SNS 等で事案が把握された場合には、オンライン上の状況だけでなく、学校内に見過ごされている暴力・いじめ等がないかについても改めて確認します。

11 いじめの解消

いじめは、単に謝罪が行われたことをもって解消とはしません。「解消している状態」と判断するためには、少なくとも次の 2 つの要件を満たすことが必要です。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも 3 か月を目安として継続していること。

(2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

解消を判断する時点で、被害児童本人及び必要に応じて保護者への面談等により、心身の苦痛を感じていないことを確認します。

ただし、これらの要件を満たした場合であっても、いじめが再発する可能性があることを踏まえ、被害児童及び加害児童双方について継続的な見守りを行います。

12 学校間の連携

児童の進学、転学等に際しては、児童の安全及び継続した支援を確保するため、関係法令や個人情報の取扱いに配慮しつつ、必要ないじめに関する情報や指導・支援記録を適切に引き継ぎます。

13 重大事態への対応

(1) 重大事態

いじめ防止対策推進法第28条に基づき、次の場合を重大事態として取り扱います。重大な被害が生じたことが確定してからではなく、「疑い」が生じた段階から組織的な対応を開始します。

1. いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。
2. いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。

欠席については年間30日を目安としますが、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、30日に達する前から迅速に調査に着手します。

(2) 児童・保護者からの申立て

児童又は保護者から、「いじめによって重大な被害が生じた」との申立てがあった場合には、速やかに管理職へ報告し、いじめ対策委員会でも共有します。学校が把握していない重要な情報が含まれている可能性を十分に考慮します。

法の要件に照らして重大事態に該当しないことが明らかな場合を除き、重大事態が発生したものとして江別市教育委員会へ報告し、必要な調査等に当たります。学校だけの判断で申立てを軽視したり、十分な確認を行わず重大事態ではないと結論付けたりすることはしません。判断に迷う場合も速やかに教育委員会へ相談します。

(3) 重大事態発生時の報告

重大事態が発生した、又はその疑いがある場合には、校長へ直ちに報告し、江別市教育委員会へ速やかに報告・相談します。江別市教育委員会が、事案の状況等を踏まえ、学校又は教育委員会のいずれを調査主体とするか判断します。生命・身体への緊急の危険又は犯罪行為の疑いがある場合は、教育委員会への報告と並行して、必要に応じて警察、児童相談所、医療機関等と連携します。

(4) 調査組織

学校が調査主体となる場合には、学校いじめ対策組織を母体として調査組織を設置します。調査組織の構成については、事案の特性等を踏まえ、公平性・中立性を確保し、客観的な事実認定を行うことができる体制とします。特段の事情がある場合を除き、第三者を加えた調査組織となるよう努めるとともに、必要に応じて法律、医療、心理、福祉等の専門家を加えます。

(5) 調査開始前の被害児童・保護者への説明

調査開始に当たり、被害児童及び保護者に対して、調査の目的、調査主体、調査組織の構成、調査方法、およその見通し、情報提供の方法、個人情報・プライバシーの取扱い等について、可能な限り丁寧に説明します。

(6) 調査の目的

重大事態調査は、責任追及だけを目的とするものではなく、次の事項を目的として実施します。

- 事実関係を可能な限り明らかにすること
- 被害児童の尊厳を保持すること
- 被害児童への適切な支援につなげること
- 同様の事態の再発を防止すること

(7) 事実関係の調査

いじめ行為について、次の事項等を可能な限り網羅的に確認します。

- いつ
- 誰から
- どのような態様で行われたか
- いじめが生じた背景
- 児童の人間関係
- 学校及び教職員がどのように対応したか

因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかかつ正確に明らかにします。学校にとって不都合な事実があった場合も、事実と誠実に向き合います。調査中も被害児童の安全確保、学習保障、心理的支援、環境調整及び保護者との情報共有を継続します。

(8) 被害児童・保護者への情報提供

調査により明らかとなった事実関係については、被害児童及び保護者に対し、適時・適切な方法で説明します。個人情報保護を理由として必要な説明を一律に拒むことはせず、関係者の個人情報やプライバシーに十分配慮しながら説明責任を果たします。

(9) 調査結果

調査結果は、江別市教育委員会に報告します。また、被害児童及びその保護者に対し、関係児童のプライバシーや個人情報に十分配慮しながら、調査報告書又はその概要等に基づき、事実関係、学校及び教育委員会の対応の検証、今後の支援及び再発防止策等について適切に説明します。

調査結果の説明は、関係者の個人情報及びプライバシーに十分配慮した上で、基本的には調査報告書本体又はその概要版資料を提示し、当該資料に基づいて口頭で説明します。具体的な説明方法は、事案の内容や対象児童の状況等を踏まえて適切に判断します。

調査結果を踏まえ、被害児童への継続的な支援、加害児童への指導・支援、再発防止及び学校の組織体制の改善等、必要な措置を講じます。

14 平時からの重大事態への備え

重大事態は、発生してから対応を考えるのではなく、日頃からの備えが重要です。本校では、文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」のチェックリストを活用し、次の事項について平時から体制を整備します。

1. いじめ対策委員会を常設し、平時から情報共有と点検を行う。
2. 年度初めの職員会議又は校内研修において、全教職員が、いじめ防止対策推進法、国の基本方針、重大事態調査ガイドライン及び本校基本方針を確認する。
3. 「重大事態とは何か」「重大事態の疑いを把握した場合に誰へ報告し、どのように対応するか」を全教職員で確認する。
4. 統一した記録様式を整備し、受付、聞き取り、保護者対応、委員会協議、継続見守り・解消確認の記録を一貫して残す。
5. 調査に必要な記録、アンケート原本、聞き取り記録等について、保存方法、保存場所及び管理責任者を明確にするとともに、学校又は設置者の文書管理規則等に基づき保存期間を定める。なお、アンケートの質問票・回答、聴取結果をまとめた文書等及び重大事態調査報告書については、ガイドラインにおいて望ましいとされている年限を踏まえ、適切に保存する。
6. 教育委員会への連絡・報告経路を確認し、重大事態の「疑い」の段階で相談できる体制を整える。
7. 警察、児童相談所、医療機関等との連携体制を確認し、緊急時の連絡方法を共有する。
8. 犯罪行為に当たり得るいじめについて学校が警察と連携して対応することを、学校基本方針、学校ホームページ、年度初めの説明等により児童・保護者へ周知する。

9. 学校いじめ防止プログラムに、重大事態研修、アンケート、教育相談、情報モラル教育、定期点検等を位置付ける。
10. 年度末にガイドラインのチェックリストを用いて平時の備えを点検し、結果をいじめ対策委員会で共有するとともに、次年度の基本方針・プログラムへ反映する。

15 学校いじめ防止プログラム

本方針に基づく取組を実効的なものとするため、年間を通した「学校いじめ防止プログラム」を作成し、いじめ対策委員会が中心となって実施状況を点検します。以下を標準的な年間計画とし、学校の実態に応じて調整します。

時期	主な取組
4 月	基本方針の確認・周知／重大事態対応研修／相談窓口周知／いじめ対策委員会の体制確認
5～6 月	児童理解・情報共有／いじめアンケート／教育相談・個人面談／道徳・人権教育
7 月	認知・対応状況の点検／記録保存状況の確認／必要な支援の引継ぎ
8～9 月	基本方針・重大事態対応手順の再確認／情報モラル・デジタル・シティズンシップ教育
10～11 月	いじめアンケート／教育相談／児童会等による主体的取組／対応事案の継続見守り
12 月	重大事態につながる兆候（欠席、心身の変化、申立て等）の点検／関係機関との連携確認
1 月	未解消・継続支援事案の確認／次年度への引継ぎ準備
2～3 月	ガイドラインチェックリストによる年間点検／学校評価／基本方針・プログラムの見直し／次年度への引継ぎ

16 学校基本方針の周知・公表

本方針は、学校ホームページ等を通して公表します。入学時及び毎年度の開始時等に、児童、保護者、教職員、必要に応じて関係機関に対し、本方針、相談窓口、いじめ対策委員会の役割、重大事態及び警察等との連携を含む学校の対応方針について説明します。

- 児童には、学級指導、学年・全校集会等を通して発達段階に応じて説明する。
 - 保護者には、入学説明会、年度初めの文書、学校ホームページ等を通して周知する。
 - 教職員には、年度初めの職員会議又は校内研修で確認する。
 - 必要に応じて関係機関にも基本方針及び連携方針を共有する。
- 児童及び保護者が「困ったときに、誰に、どのように相談すればよいか」を理解できるよう周知します。

17 基本方針の評価及び見直し

いじめ対策委員会は、本方針及び学校いじめ防止プログラムが実際に機能しているかを毎年度検証します。いじめの認知件数の多寡だけを学校評価の基準とするのではなく、次の観点から評価し、必要に応じて方針を見直します。

- 早期に発見できたか
- 速やかに組織へ共有されたか
- 被害児童の安全が確保されたか
- 適切に記録・保存されたか
- 保護者と連携できたか
- 重大事態の「疑い」の段階で教育委員会へ報告・相談できる体制が機能しているか
- 再発防止につながったか

年度末には、文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」のチェックリストを活用して平時からの備えを点検し、点検結果をいじめ対策委員会で共有します。不十分な項目は、次年度の学校基本方針、学校いじめ防止プログラム、校内研修及び危機管理体制の改善に反映します。児童、保護者、教職員等から寄せられた意見についても、必要に応じて見直しに生かします。

18 相談窓口

いじめや友人関係等について気になることがある場合には、どんなに小さなことでも相談してください。相談を受けた教職員は、一人で抱え込まず、児童の安全と心情に十分配慮しながら組織的に対応します。

学校と家庭、関係機関が連携し、児童一人ひとりの生命、心身及び尊厳を守り、安心して学校生活を送ることが出来る環境づくりに努めます。

【相談機関一覧】

上江別小学校	011-380-1122
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310
子ども相談支援センター	0120-3882-56
エンゼルキッズこども家庭支援センター	011-372-8341
少年相談110番（北海道警察本部）	0120-677-110
教育相談電話（道立特別支援教育センター）	011-612-5030
教育相談電話（石狩教育局）	011-221-5297
子どもの人権110番（法務省）	0120-007-110
警察相談専用電話	#9110 または 011-241-9110

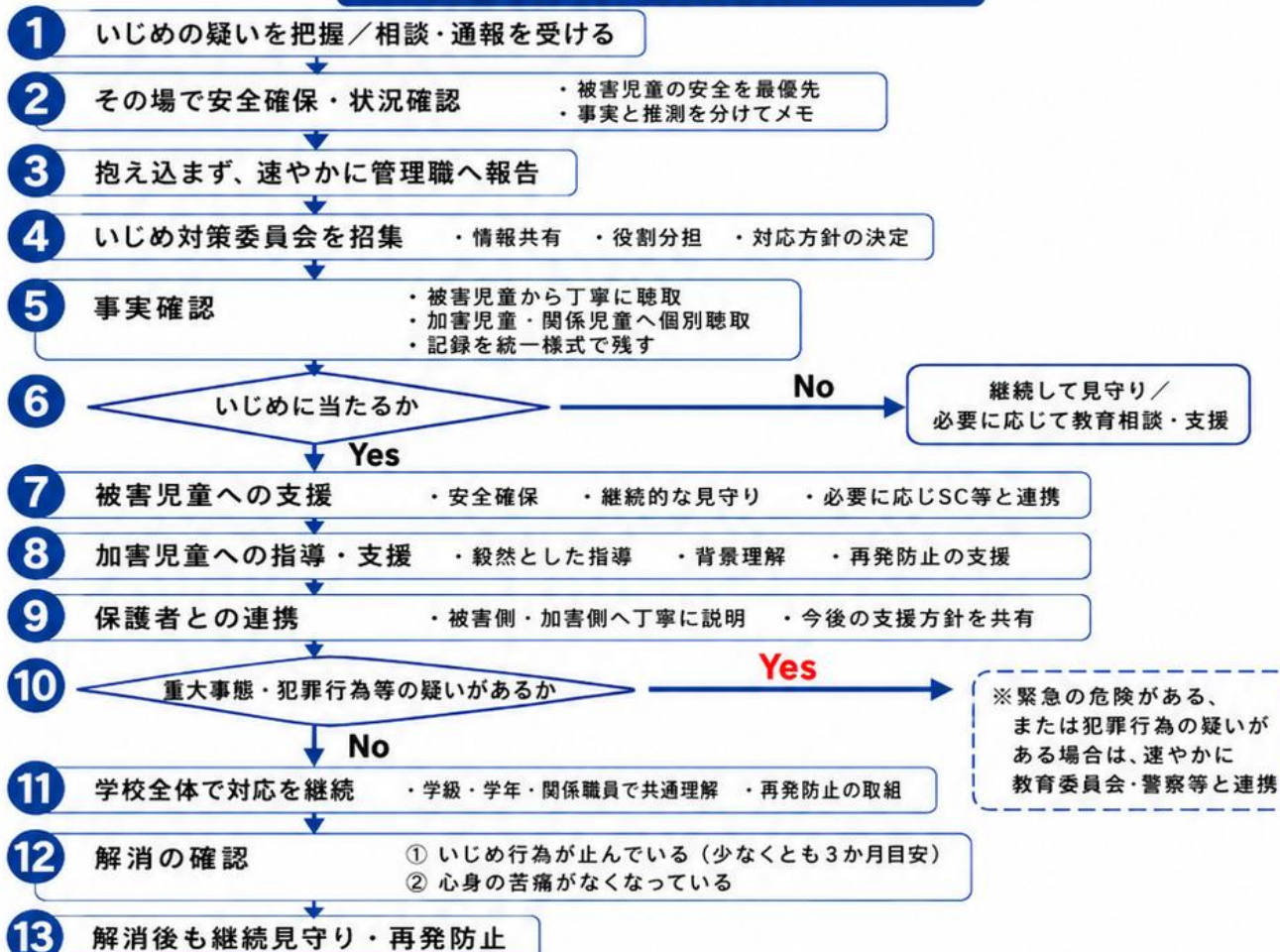
参考法令・通知等

- いじめ防止対策推進法（平成 25 年 6 月 28 日）
- いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学省）
- いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和 6 年 8 月改訂）
- いじめの重大化を防ぐための留意事項集（文部科学省・こども家庭庁、令和 7 年 11 月）
- 文部科学省「いじめ重大事態に関する平時からの備え等について」（令和 8 年 3 月 19 日）

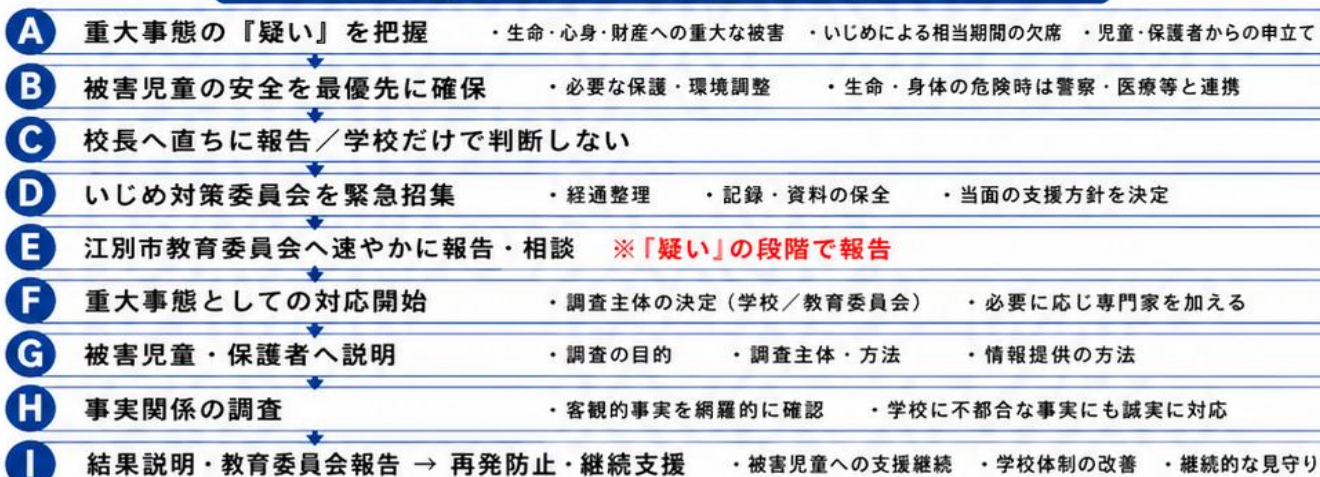
いじめ発見時・重大事態対応 統合フローチャート

上江別小学校・いじめ防止基本方針に基づく対応

通常のいじめ対応フロー



重大事態の疑いがある場合の対応フロー



対応の基本

- 被害児童を最優先で守る
- 『疑い』の段階で組織対応
- 一人で判断しない

- 記録を残す
- 保護者・関係機関と連携する